

INFORMATION

【うっかり忘れがちな不動産譲渡の申告】（認定研修）

「離婚の財産分与で不動産を渡した」「法人へ不動産を遺贈した」「相続で限定承認した」
そんな時、不動産の譲渡所得の申告が必要になる場合があります！

協議書作成前に！遺言書作成時に！登記前に！相談してもらえれば・・・と悔やむことが
ないように、知っておいてほしい事例を紹介。

研修会終了後は懇親会を行います。ぜひ司法書士や弁護士との交流を深めてください。

◆日 時：令和5年11月17日（金）

19：00～20：30（開場18：45）

◆場 所：かながわ県民センター 1502会議室（定員30名）

横浜市神奈川区鶴屋町2丁目24-2

◆講 師：杉浦大介会員

参加人数の把握と各種ご案内のため、

必ず下記 URL または右 QR コードより事前にお申し込みをお願いいたします。

【申し込み期限：11月10日（金）】

<https://onl.bz/utnzqjm>



上記 URL でのお申込みが難しい場合は、下記に記載のうえ、メールもしくは FAX でお申し
込みください。

氏 名 _____

E-mail 又は FAX _____

支部 _____

登録番号 _____

懇親会への参加

参加

不参加

【申込先】

E-Mail : kanagawa.sannseikai@gmail.com FAX : 045-308-6136

三青会担当 松浦 美穂